

育児・介護休業中の生活資金をご融資します！

（鳥取県育児・介護休業者生活資金融資制度）

（平成30年4月現在）

鳥取県では、育児休業や介護休業を取得されている方に安心して育児や家族の介護を行っていただけるよう、休業中の生活資金を県内の金融機関を通じて低利で融資しています。お近くの申込窓口にお気軽にご相談ください。

融資対象者

県内に在住する育児休業又は介護休業利用者本人
（国家・地方公務員は除きます。）



融資条件

融資限度額	育児休業又は介護休業利用者 1 人につき 100 万円まで
貸付利率	○連帯保証人による保証を利用する場合 年 1. 0 %（固定） ○保証機関による保証を利用する場合 ※取扱金融機関ごとに異なります。あらかじめ下記窓口までご相談ください。
償還期間	育児休業又は介護休業終了の翌月から 5 年以内（育児休業又は介護休業期間中は元金据置）
保証	原則として連帯保証人 1 名又は保証機関による保証 ※保証機関による保証は、山陰合同銀行、鳥取信用金庫、中国労働金庫においてのみ利用可能。（ただし、取扱金融機関ごとに保証料率など融資条件が異なります。）

取扱金融機関

県内に店舗を有する銀行、信用金庫、労働金庫、信用農業協同組合連合会（信用事業を行う各農業協同組合を含む。）、信用漁業協同組合連合会（信用事業を行う各漁業協同組合を含む。）

申込窓口

- 〈東部地区〉 鳥取県 商工労働部 雇用人材局 とっとり働き方改革支援センター
電話：0857-26-7662 ファクシミリ：0857-26-8169
 - 〈中部地区〉 鳥取県 中部総合事務所 地域振興局 中部振興課 観光商工担当
電話：0858-23-3986 ファクシミリ：0858-23-3425
 - 〈西部地区〉 鳥取県 西部総合事務所 地域振興局 西部観光商工課商工労働担当
電話 0859-31-9638 ファクシミリ：0859-31-9639
- ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/99643.htm>

